

認定職業訓練について

事業主等が、その雇用する労働者に対して必要な技能及びこれに関する知識を習得させ、又は向上させるために行う多種多様な職業訓練のうち、厚生労働省令で定める基準（訓練の対象者、教科、訓練の実施方法、設備等）に合致したものは知事の認定を受けることができる。

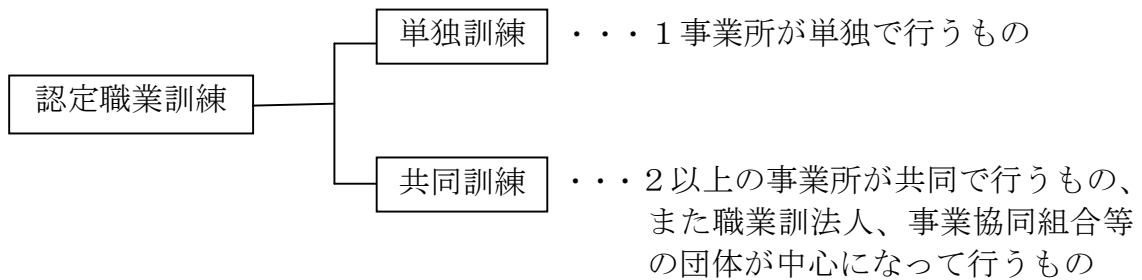
認定職業訓練制度は、事業主等からの申請に基づき、都道府県知事が認定を与える制度である。

1 職業訓練の認定を受けられる事業主等

職業訓練を的確に実施できる能力を有する次に掲げる事業主等

- ①事業主 ②事業主の団体 ③事業主団体の連合団体
- ④職業訓練法人 ⑤職業能力開発協会 ⑥一般社団法人、一般財団法人
- ⑦ 法人である労働組合 ⑧ その他営利を目的としない法人

2 認定職業訓練の形態



3 職業訓練の認定を受ける場合の要件

- (1) 事業主等が行う職業訓練が、法に定める基準に適合していること。
- (2) 事業主等の職業訓練に対する熱意、資力、設備又は指導能力等の面からみて、持続性をもって職業訓練を行い得る能力を有すると認められること。
- (3) 団体にあつては、定款等に次の事項が記載され、その業務又は事業の一つとして職業訓練について明確な定めがあるほか、職業訓練に要する年間経費の主たる収入源等から勘案して職業訓練について持続性があると認められること。
 - ① 目的
 - ② 名称
 - ③ 認定職業訓練のための施設を設置する場合は、その名称及び所在地
 - ④ 主たる事務所の所在地
 - ⑤ 構成員を有する団体にあつては、構成員に関する事項
 - ⑥ 役員に関する事項
 - ⑦ 会計に関する事項
 - ⑧ 解散に関する事項
 - ⑨ 定款等の変更に関する事項
- (4) 職業訓練の実施に係る都道府県労働局長の許可が必要な場合はそれを受けら

れること。

- (5) 訓練生数が、事業主の場合は総数で3人以上、団体の場合は1訓練科につき3人以上であること。
- (6) 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練については、監督者訓練員等特別の訓練を受けた職業訓練指導員が担当するものであること。
- (7) 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。

4 職業訓練の認定を受けた場合の特典

- (1) 中小企業の事業主が認定職業訓練を行う場合は、国及び都道府県からその訓練経費の一部につき補助金が受けられること。さらに、中小企業事業主の団体（職業訓練法人の場合に限る。）の場合には、施設・設備費の一部について補助金が受けられること。
- (2) 都道府県又は市町村が設置する共同職業訓練施設を利用できること。
- (3) 労働基準法第70条又は労働安全衛生法第61条第四項の特例を受け得ること。
- (4) 最低賃金について特例措置を講じ得ること。
- (5) 認定職業訓練の修了者は、技能検定を受検する場合又は職業訓練指導員の免許を取得しようとする場合、有利に取り扱われること。また、他の法令による試験免許についても特典が認められていること。
- (6) 普通課程又は専門課程の職業訓練の訓練生で技能照査に合格したものは、技能士補と称することができること。

5 職業訓練の認定手続

職業訓練の認定を受けようとするものは、職業訓練認定申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

6 認定職業訓練施設の名称及び設置基準

認定職業訓練を行う事業主等は、職業訓練施設を設置した場合には、知事の承認を受けて、その施設の名称中に「職業能力開発校」等の文字を用いることができる。

◎「職業能力開発校」の施設・設備基準

- ① 教室のほか、当該認定職業訓練の必要に応じた実習場等を備えていること。
- ② 教室の面積は、同時に訓練を行う訓練生1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ③ 建物の配置及び構造は、訓練を実施する上で適切なものであること。
- ④ 教科、訓練生の数等に応じて必要な教材、図書その他の設備を備えていること。

7 職業訓練の体系

職業能力開発促進法に基づく職業訓練は、その目的や内容によって、次のとおり大別される。

訓練の種類		訓練課程	訓練の概要
普通職業訓練	長期間の訓練課程	普通課程 (規則第10条、規則別表第2)	中学校卒業者等又は高等学校卒業者等を対象に、将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練。
	短期間の訓練課程	短期課程 (規則第11条、規則別表第3～5)	在職労働者、高齢者、パートタイム労働を希望する者、離転職者、技能検定の受験を目的とする者、一年の訓練期間で訓練を希望する中学校卒業者等を対象とした、職業に必要な技能（高度な技能を除く。）及びこれに関する知識の取得の習得を目的とした訓練。
高度職業訓練	長期間の訓練課程	専門課程 (規則第12条、規則別表第6)	高等学校卒業者等を対象に、将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練。
		応用課程 (規則第14条、規則別表第7)	専門課程の高度職業訓練を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有する者を対象に、将来職業に必要な高度な技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練。
	短期間の訓練課程	専門短期課程 (規則第13条)	在職者等を対象に、高度な技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練。
		応用短期課程 (規則第15条)	在職者等を対象に、職業に必要な高度な技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識の習得を目的とした訓練。

8 訓練基準の概要

種類	普通職業訓練						
	普通課程	短期課程					
		右記以外のコース	管理監督者コース	別表第4によるコース	一級技能士コース	二級技能士コース	単一等級技能士コース
対象者	中学校卒業後及び高等学校卒業後等	職業に必要な技能・知識を習得する者	企業における管理又は監督者	職業に必要な技能・知識を習得する者	普通課程・専門課程修了者又は二級技能検定合格者等	普通課程・専門課程修了者等	普通課程・専門課程修了者等
教科の科目	別表第2による	別表第3～5の訓練科の名称と原則異なるものとする	別表第3による	別表第4による	別表第5第1号による	別表第5第2号による	別表第5第3号による
(運用)	○学科及び実技の双方が必要 ○専門学科は普通学科より多く、中卒300h以上、高卒240h以上（実技30%以上）			○学科及び実技			
訓練の実施方法	通信制も可（添削指導及び面接指導）	学科は通信制も可（添削指導2回以上）	別表第3による	学科は通信制も可	学科は通信制も可（添削指導、面接指導及び試験）		
訓練期間	中卒等2年 高卒等1年	6月以下（場合によっては1年以下）		6月以下（場合によっては1年以下）	1月以上6月以下（通信制はおおむね1年）		
(運用)	中卒等2年以上4年以下、高卒等1年以上4年以下						
訓練時間	1年1,400h以上、2年2,800h以上（50分を1hとして可）	12h以上（50分を1hとして可）	10h以上	別表第4による	別表第5第1号による	別表第5第2号による	別表第5第3号による
設備	教科の科目に応じた適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じた適切な訓練を行うことができるもの	別表第3による	別表第4による	訓練に必要な机、いす、黒板等を備えた教室又は視聴覚訓練のための機材を整備した視聴覚教室		
訓練生の数	1単位につき50人以下	1訓練科につき3人以上	1単位につき7人以上10人以下	1単位につき50人以下	訓練科ごとに10人以上50人以下		
職業訓練指導員	訓練生数等に応じた適切な数			訓練生数等に応じた適切な数	訓練科の教科の科目について詳細で、かつ、実務に即した知識を有するとともに、その内容についての確に指導できる者		
(運用)	1単位につき3人を標準とする		監督者訓練員等特別な訓練を受けた者	1単位につき3人を標準とする			
試験	学科及び実技に区分し1年以内ごとに1回（最終の試験は技能照査で代える）普通学科は省略も可			訓練修了時に実施	訓練修了時に実施		

種類	高度職業訓練			
訓練課程	専門課程	専門短期課程	応用課程	応用短期課程
対象者	高等学校卒業者又は同等以上の学力を有すると認められる者等	職業に必要な高度な技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識の習得を目的としている在職者等	専門課程の高度職業訓練を終了した者又は同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者等	職業に必要な高度な技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識の習得を目的としている在職者等
教科の科目	別表第6による		別表第7による	
(運用)	○学科及び実技の双方が必要 ○専門学科・900h以上、実技は総時間の30%以上		○学科及び実技の双方が必要 ○実技は安全衛生の科目を含み、実技の訓練時間は総時間の60%以上	
訓練の実施方法		学科は通信制も可（添削指導及び面接指導）		
訓練期間	2年（場合により1年延長）	6月以下（場合によっては1年）	2年（場合により2年以上4年以下の期間とすることができる）	1年以下
(運用)				
訓練時間	1年1,400h以上、かつ総訓練時間が2,800h以上（50分を1hとして可）	12h以上（50分を1hとして可）	1年1,400h以上、かつ総訓練時間が2,800h以上（50分を1hとして可）	60h以上（50分を1hとして可）
設備	教科の科目に応じた適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じた適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じた適切な訓練を行うことができるもの	教科の科目に応じた適切な訓練を行うことができるもの
訓練生の数	1単位につき 40人以下	1訓練科につき3人以上	1単位につき 40人以下	
職業訓練指導員	訓練生数等に応じた適切な訓練に係る教科につき、高度の技能又は知識を有し、教育訓練に関し、適切に指導することができる能力を有すると認められる者。	訓練に係る教科につき、高度の技能又は知識を有し、教育訓練に関し、適切に指導することができる能力を有すると認められる者。	訓練生数等に応じた適切な訓練に係る教科につき、高度の技能又は知識を有し、教育訓練に関し、適切に指導することができる能力を有すると認められる者。	訓練に係る教科につき、高度の技能又は知識を有し、教育訓練に関し、適切に指導することができる能力を有すると認められる者。
(運用)	一定の能力を有する者を訓練科ごとに1名以上配置すること		一定の能力を有する者を訓練科ごとに1名以上配置すること	
試験	教科の科目ごとに1年以内ごとに1回、普通学科は省略も可		教科の科目ごとに1年以内ごとに1回、普通学科は省略も可	

〔職業能力開発促進法施行規則〕

別表第二 （第十条関係）

普通課程の普通職業訓練

1 教科

- (1) 訓練科（次の表の訓練科の欄に定める訓練系及び専攻科からなる訓練科をいう。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の表の教科の欄に定める系基礎学科、系基礎実技、専攻学科及び専攻実技の科目とする。
- (2) 中学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者（以下この表において「中学校卒業業者等」という。）を対象とする訓練の訓練科については、(1)に定めるもののほか、社会、体育、数学、物理、化学、実用外国語、国語等普通学科の科目のうちそれぞれの訓練科ごとに必要なものを追加するものとする。
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。

2 訓練期間

- (1) 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるところとする。ただし、中学校卒業業者等を対象とする訓練の訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間については、それぞれ次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める訓練期間に1年を加えて得た期間とする。
- (2) (1)に定める訓練期間は、1年（中学校卒業業者等を対象とする訓練であって、(1)に定めるところによる訓練期間が2年となるものにあつては、2年）を超えて延長することはできない。
- (3) 中学校卒業業者等を対象とする訓練であって、(1)に定めるところによる訓練期間が4年となるものについては、(2)にかかわらず、当該訓練期間を延長することはできない。

3 訓練時間

- (1) 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとに最低限必要とする総時間及び教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるところとする。ただし、2(1)のただし書に定める訓練科ごとに最低限必要とする総時間は、同表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める総時間に1400時間を加えて得た時間とする。
- (2) 1(2)の普通学科について最低限必要とする訓練時間は、200時間とする。
- (3) 通信制訓練の面接指導のために最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める系基礎学科及び専攻学科の訓練時間並びに(2)に定める普通学科の訓練時間のそれぞれ20パーセントに相当する時間とする。

4 設備

- (1) 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、次の表の設備の欄に定めるところとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるところとする。

規則別表第二

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
一 園芸サービス系	園芸科	植物の取扱いにおける基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ① 植物学概論 ② 栽培法概論 ③ 生産工学概論 ④ 植物病理学及び農業薬品 ⑤ 土及び肥料 ⑥ 農業機械 ⑦ 安全衛生 2 実技 ① 農業機械使用法 ② 土及び肥料準備実習 ③ 栽培基本実習 ④ 安全衛生作業法 二 専攻 1 学科 ① 生物工学概論 ② 温室管理 ③ 栽培法 2 実技 ① 器工具使用法 ② 栽培実習 ③ 荷造及び出荷実習	訓練期間 一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇 二六〇 二〇〇 二〇〇 二五〇	建物その他 工作物 機械 その他	教室 実習場 園芸用機械類 器工具類 計測器類 教材類
	造園科	植物の取扱いにおける基礎的な技能及びこれに関する知識 庭園等の築造における技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 園芸サービス系園芸科の系基礎学科の①から⑦までに掲げる科目 2 実技 園芸サービス系園芸科の系基礎実技の①から④までに掲げる科目 二 専攻 1 学科 ① 庭園概論 ② 材料 ③ 設計及び製図 ④ 造園法 ⑤ 測量法 ⑥ 仕様及び積算 2 実技 ① 根掘り及び植栽実習 ② 造園実習 ③ 庭園管理実習 ④ 養生	訓練期間 一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇 二六〇 二〇〇 二〇〇 二五〇	建物その他 工作物 機械 その他	教室 実習場 造園用機械類 器工具類 計測器類 教材類

(以下 略)

別表第三（第十一条関係）

管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練

1 訓練の対象者

管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者であることとする。

2 教科

訓練科ごとの教科は、次の表の教科の欄に定めるとおりとし、その細目については、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

3 訓練時間

訓練科ごとの訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

4 設備

訓練に必要な机、いす、黒板等を備えた教室とする。

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）
監督者訓練一科	仕事の教え方	10
監督者訓練二科	改善の仕方	10
監督者訓練三科	人の扱い方	10
監督者訓練四科	安全作業のやり方	12
監督者訓練五科	訓練計画の進め方	40
監督者訓練六科	問題解決の仕方	40

別表第四（第十一条関係）

短期課程の普通職業訓練

1 教科

訓練科ごとの教科の科目は、次の表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。

2 訓練の実施方法

通信の方法によって行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

3 訓練期間

(1) 訓練科ごとの訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。

(2) (1)に定める訓練期間は、これを延長した場合であっても1年を超えることはできない。

4 訓練時間

(1) 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとの総時間及び教科ごとの訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。

(2) 通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める

学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間とする。

5 設備

(1) 訓練科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

(2) (1)に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

6 訓練生の数

訓練を行う1単位につき50人以下とする。

7 職業訓練指導員

訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とする。

8 試験

訓練の修了時に行うこととする。

規則別表第四

訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする)	設備	
				種別	名称
林業機械 運転科	林業機械等による森林造成、木材伐出及び作業道の施工等における技能及びこれに関する知識	1 学科 ① 林業機械概論 ② 林業機械の構造 ③ 森林施業 ④ 森林土木施工法 ⑤ 伐出及びはい作業法 ⑥ 点検及び整備法 ⑦ 安全衛生 ⑧ 関係法規 2 実技 ① 運転実習 ② 森林施業実習 ③ 森林土木施工実習 ④ 伐出及びはい作業実習 ⑤ 点検及び整備実習 ⑥ 安全衛生作業法	訓練期間 四月 訓練時間 総時間 四七〇 一八〇 二九〇	建物その他の工作物 機械 その他	黒板、いす等を備えた実習場 屋外実習場 林業用機械類 測量及び測樹用機械類 器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類

(以下 略)

別表第五（第十一条関係）

1 一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

(1) 訓練の対象者

次の表の訓練科の欄に掲げる訓練科に関し、普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程の高度職業訓練を修了した者若しくは二級の技能検定に合格した者であって、その後相当程度の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者であることとする。

(2) 教科

訓練科ごとに最低限必要とする教科は、次の表の教科の欄に定めるとおりとする。

(3) 訓練の実施方法

通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

(4) 訓練期間

通信制訓練以外の訓練について最低限必要とする訓練期間は、1月以上6月以下の期間内において定めるものとし、通信制訓練の訓練期間は、おおむね1年とする。

(5) 訓練時間

通信制訓練以外の訓練について最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとし、通信制訓練について最低限必要とする面接指導のための訓練時間は、次の表の面接指導時間の欄に定めるとおりとする。

(6) 設備

最低限必要とする設備は、訓練に必要な机、いす、黒板等を備えた教室又は視聴覚訓練のための機材を整備した視聴覚教室とする。

(7) 試験

試験の修了時に行うこととする。

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
ビル設備管理科	ビル設備一般 ビル設備管理法 関係法規 安全衛生	一五〇	二一

(以下 略)

2 二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

(1) 訓練の対象者

次の表の訓練科の欄に掲げる訓練科に関し、普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程の高度職業訓練を修了した者であって、その後相当程度の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者であることとする。

(2) 教科

訓練科ごとに最低限必要とする教科は、次の表の教科の欄に定めるとおりとする。

(3) 訓練の実施方法

通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

(4) 訓練期間

通信制訓練以外の訓練について最低限必要とする訓練期間は、1月以上6月以下の期間内において定めるものとし、通信制訓練の訓練期間は、おおむね1年とする。

(5) 訓練時間

通信制訓練以外の訓練について最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとし、通信制訓練について最低限必要とする面接指導のための訓練時間は、次の表の面接指導時間の欄に定めるとおりとする。

(6) 設 備

最低限必要とする設備は、訓練に必要な机、いす、黒板等を備えた教室又は視聴覚訓練のための機材を整備した視聴覚教室とする。

(7) 試 験

試験の終了時に行うこととする。

訓練科	教 科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
ビル設備管理科	ビル設備一般 ビル設備管理法 関係法規 安全衛生	一五〇	二一

(以下 略)

3 単一等級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

(1) 訓練の対象者

次の表の訓練科の欄に掲げる訓練科に関し、普通課程の普通職業訓練若しくは専門課程の高度職業訓練を修了した者であって、その後相当程度の実務の経験を有するもの又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者であることとする。

(2) 教 科

訓練科ごとに最低限必要とする教科は、次の表の教科の欄に定めるとおりとする。

(3) 訓練の実施方法

通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

(4) 訓練期間

通信制訓練以外の訓練について最低限必要とする訓練期間は、1月以上6月以下の期間内において定めるものとし、通信制訓練の訓練期間は、おおむね1年とする。

(5) 訓練時間

通信制訓練以外の訓練について最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとし、通信制訓練について最低限必要とする面接指導のための訓練時間は、次の表の

面接指導時間の欄に定めるとおりとする。

(6) 設 備

最低限必要とする設備は、訓練に必要な机、いす、黒板等を備えた教室又は視聴覚訓練のための機材を整備した視聴覚教室とする。

(7) 試験

試験の修了時に行うこととする。

訓練科	教 科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
溶射科	溶射一般 電気 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの 防食溶射法 肉盛溶射法	一五〇	二一

(以下 略)

別表第六（第十二条関係）

専門課程の高度職業訓練

1 教 科

(1) 訓練科（次の表の訓練科の欄に定める訓練系及び専攻科からなる訓練科をいう。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の表の教科の欄に定める系基礎学科、系基礎実技、専攻学科及び専攻実技の科目とする。

(2) (1)に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。

2 訓練期間

(1) 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。

(2) (1)に定める訓練期間は、1年を超えて延長することはできない。

3 訓練時間

訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の定めるとおりとする。

4 設 備

(1) 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

(2) (1)に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
一 機械システム系	生産技術科	機械加工並びに機械及び計測の制御における基礎的な技能並びにこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ① 制御工学概論 ② 電気工学概論 ③ 情報工学概論 ④ 材料工学 ⑤ 力学 ⑥ 基礎製図 ⑦ 生産工学 ⑧ 安全衛生工学 2 実技 ① 基礎工学実験 ② 電気工学基礎実験 ③ 情報処理実習 ④ 安全衛生作業法	訓練期間 二年 訓練時間 総時間 二、八〇〇	建物その他 の工作 物	教室 実習場 測定室 製図室 実験室 情報処理実習室
			3 学科 ① 制御工学概論 ② 電気工学概論 ③ 情報工学概論 ④ 材料工学 ⑤ 力学 ⑥ 基礎製図 ⑦ 生産工学 ⑧ 安全衛生工学 2 実技 ① 基礎工学実験 ② 電気工学基礎実験 ③ 情報処理実習 ④ 安全衛生作業法	三五〇		
	制御技術科	数値制御加工機械による工作、CAD・CAMによる設計及び製造等機械加工における技能及びこれに関する知識	1 学科 ① 機構学 ② 機械加工学 ③ 数値制御 ④ 油圧・空圧制御 ⑤ シーケンス制御 ⑥ 測定法 ⑦ 機械設計及び製図 2 実技 ① 機械加工実習 ② 制御工学実習 ③ 測定実習 ④ 設計及び製図実習	二一五	その他	器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類
	制御技術科	機械加工並びに機械及び計測の制御における基礎的な技能並びにこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 機械システム系生産技術科の系基礎学科の①から⑧までに掲げる科目 2 実技 機械システム系生産技術科の系基礎実技の①から④までに掲げる科目	訓練期間 二年 訓練時間 総時間 二、八〇〇	建物その他 の工作 物	教室 実習場 測定室 製図室 実験室 情報処理実習室
			三五〇	機械		
				二一五	その他	器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
一 生産システム技術系	生産機械システム技術科	機械装置設計、試作、組立及び検査並びに生産設備の自動化における技能及びこれに関する知識	一 専攻 1 学科 ① 技術英語 ② 生産管理 ③ 経営管理 ④ 企画開発 ⑤ 機械設計応用 ⑥ 精密加工 ⑦ 計測制御 ⑧ 自動化機器 ⑨ 生産情報 ⑩ 安全衛生管理 2 実技 ① 電気・電子機器実習 ② 情報機器実習 ③ CAD/CAM/CAE実習 ④ 精密加工応用実習 ⑤ 計測制御応用実習 ⑥ 自動化機器応用実習 ⑦ 生産情報応用実習 ⑧ 生産機械設計・製作実習 ⑨ 安全衛生管理実習	訓練期間 二年 訓練時間 総時間 二、八〇〇 四二〇 五五〇 七〇〇	建物その他 機械 その他	教室 実習場 測定室 実験室 実習室 情報処理実習室 工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機械類 器具類 製図器及び製図用具類 教材類ソフトウェア類
	生産電子システム技術科	電子装置の設計、試作及び試験並びに生産設備の自動化における技能及びこれに関する知識	一 専攻 1 学科 ① 技術英語 ② 生産管理 ③ 経営管理 ④ 企画開発 ⑤ 機械工学概論 ⑥ 応用電子回路 ⑦ 計測制御 ⑧ 情報通信 ⑨ 安全衛生管理 2 実技	訓練期間 二年 訓練時間 総時間 二、八〇〇 三五〇 七七〇	建物その他 機械 その他	教室 実験室 実習室 情報処理実習室 電子機器工作用機械類 実験用機械類 情報処理用機器類 器具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類

	びに生産システムの設計、製作等における技能及びこれに関する知識	① 機械工作実習 ② 情報機器実習 ③ 実装設計応用実習 ④ 電子装置設計応用実習 ⑤ CAD/CAM応用実習 ⑥ 制御技術応用実習 ⑦ 通信技術応用実習 ⑧ 計算機応用実習 ⑨ 電子制御装置設計・製作実習 ⑩ 安全衛生管理実習 二 応用 自動化機器等企画開発、生産システム設計・製作等実習	七〇〇		
--	---------------------------------	--	-----	--	--

(以下 略)